

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館 学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

国際研究集会の趣旨説明

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国立民族学博物館, National Museum of Ethnology 公開日: 2023-05-25 キーワード: 作成者: 陳, 天璽 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00010074

国際研究集会の趣旨説明¹⁾

陳 天璽

国立民族学博物館准教授, NPO法人無国籍ネットワーク代表

1 はじめに

本国際研究集会²⁾の主要なテーマである無国籍者は、難民と比べると、一般社会における認知度が低いのが実情だ。そのため、無国籍の人たちは、しばしば「忘れられた人々」と例えられてきた(陳 2010)。支援団体に関しても、難民を対象にした支援団体はたくさんあるが、無国籍の人々を対象とする支援団体はなかった。そのため、無国籍の問題は、なかなか社会に浮上してくることはなく、当事者が自己解決するか、または、問題が放置されたままである。

2008年11月、国立民族学博物館と国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)の共同主催で、東京・国連大学で、「無国籍者からみた世界—現代社会における国籍の再検討」と題する研究フォーラムを開催した。それをきっかけに、多くの方々からご声援をいただき、その2カ月後の2009年1月に「無国籍ネットワーク」という団体が設立した。無国籍ネットワークは、無国籍者を主な対象とした、市民による支援団体である。

本国際研究集会開催のきっかけは、いまから2年ほど前に、日本に在住する無国籍者の方からある相談を受けたことにさかのぼる。その方は、ベトナム系両親のもと、タイで生まれた無国籍の方である。戦乱のなかタイに渡った両親の間に生まれ、タイの国籍も与えられず、またベトナムにも国籍が登録されておらず、無国籍のままタイで育った方だ。タイで無国籍の場合、住むところはもちろん、移動の自由が制限される。移動が制限されるとおのずと就職も制限され、不自由な日常生活を強いられてきた方だった。そんななかでも、自分をもっと頑張りたい、もっと自分の可能性を広げたいとおもい、新天地を求めて日本に来ることを決めた。しかし、無国籍であるため、日本に来るためのパスポートが手に入らない。結局、偽造パスポートを使うのが唯一の方法だったのだ。日本に来てみたものの、法を犯して入国したという理由から、結局は制限された生活を余儀なくされる状況に陥った。

在留資格も有していなかったもので、仕事の面でも、移動の面でも、日常生活のさまざまな面で制限される状況にあった。真面目に働いているが、在留資格のない身分では、正規雇用はされずとても不安定なのだ。結局、彼は出頭し、日本で在留特別許可を取得するべく法的な手続きを進めている。しかし、なかなか事態がうごく気配がない。すでに10年以上日本に暮らしているのですが、在留資格を取得し、合法的に安心して暮らせる日がいつやってくるのか、先が見えないままである。このような状態がこのまま続く

のであれば、日本で暮らしを諦め、家族のいるタイに戻ることができるかという、それもできないのである。タイで生まれたのは事実だが、無国籍であるため、強制送還先としてタイを指定しても、タイが自国民でない人を受け入れるとは限らないのだ。このような状況のなかで、どうしたらいいのか、頭を悩ませてきた。精神的にも大きな負担だ。

私は彼からの相談を受け、生まれた場所、生まれた時期が違うことによって、人の権利や生きていく上での既得権益、将来の可能性がこんなにも違ってくるのかと、非常に苦悩した。彼に、「日本で生活するのが無理ならタイに帰りたい」と相談を持ちかけられ、何かできないかとおもい、日本でもいろいろな方に相談した。日本は法律がしっかりしているので、一度手続きをしたらあとは回答を待つだけで、他の解決策を見出すのが難しい。一方、タイでは、何か方法はないかということで、タイ研究者とタイで無国籍の方々を支援している団体を訪問し、この問題を相談した。

タイでは、無国籍の人たちはどのような状況にあるのか、無国籍の人たちをどのように支援しているのか、情報交換をした。当時、タイ側では、タイ国内の無国籍者の支援はしているものの、タイから国外にでた無国籍者については、把握していなかった。相談を持ちかけると、タイ側の支援者はとても興味を持ち、ぜひタイより日本に渡ったベトナム系の無国籍者の問題解決に協力したいと伝えてくださった。

無国籍の人たちの問題は、一国のなかで解決できることもあるが、真の問題解決には、国を超えた対話が必要だ。この国際研究集会を企画したのも、国を超えた対話から新しい支援のあり方を探る目的からである。まずは、市民社会において、無国籍者にどういった支援ができるのかということ、続いては、国を超えた対話からヒントをえて、グローバルに人が移動する時代に合うように、それぞれの国の制度をいかに改善していけばよいのかということをおもっている。

2 在留資格のある無国籍者と在留資格のない無国籍者

無国籍者には、合法的に住む資格を有している在留資格がある人と、そうではない在留資格がない人がいる。無国籍であっても合法的に住んでいる人がいるということ、理解していただかなければならない。無国籍というだけで、多くの人は、みな非正規（不法）滞在者と誤解することがあるが、それは間違った認識なのだ。

当然のことながら、在留資格のない無国籍者は、在留資格を有している無国籍者と比べ厳しい状況に置かれている。無国籍者であっても、在留資格があれば、医療、就学、日常生活に必要な行政手続きにおいて、在留資格のない人のように窮地に立たされることはない。周囲の人々が無国籍者に対する知識が乏しいゆえに、無国籍者をみな非正規滞在者として偏見の目で見ない限り、在留資格のある無国籍者は、一般の生活を送る上

ではあまり問題はないはずだ。しいていえば、海外に行くときに無国籍であるため、パスポートやビザの入手に手間がかかる点、そしてもう1つ問題になってくるのは、アイデンティティだともう。身分を証明するものがないため、自分は何人なのか、国家と自分のつながりが不明確になってしまう、それゆえアイデンティティに迷いが生じてしまう、という問題は起こる。

さて、在留資格を有する無国籍の人々に関しては、丁章氏やグエンティ・ホンハウ氏から、在留資格のある無国籍者の心情、アイデンティティについてご発表していただく。

一方、在留資格のない無国籍者がどのように生きているのか、彼らの生活、医療などはどのような状況になっているのかについては、斎藤瞬氏から具体例をお話していただく。

3 無国籍者の推計

現在、無国籍者が世界でどれくらいいるのかという基本的な情報をご紹介します。UNHCR が推計し発表したデータでは、2009年、世界には無国籍の方々が1,200万人いるとみられている³⁾。

表1 地域別外国人登録者数の推移（各年末現在、単位：人）

地域	1999年	2003年	2005年	2009年	2010年
アジア	1,160,643	1,422,979	1,483,985	1,688,865	1,581,459
南米	278,209	343,635	376,348	340,857	300,142
北米	54,882	63,271	65,029	66,876	64,653
ヨーロッパ	41,659	57,163	58,351	61,721	50,975
オセアニア	11,159	16,076	15,606	14,179	13,548
アフリカ	7,458	10,060	10,471	12,226	12,130
無国籍	2,103	1,846	1,765	1,397	1,234
総数	1,556,113	1,915,030	2,011,555	2,186,121	2,134,151

(出所)『在留外国人統計』財団法人入管協会より筆者作成。

上記の表1は日本の外国人登録に基づいた統計資料だ。地域別の外国人登録の統計では、地域をアジア、南米、北米、ヨーロッパ、オセアニア、アフリカに分け、そのサブグループとして国籍ごとに在留外国人の統計を取っている。その際、どのカテゴリーにも入らない無国籍が、統計表の一番下に分類されている。この表にあるように、国籍欄に無国籍と明記された人が日本に在留している。2010年現在、日本には1,234人の無国籍者がいると統計にあがっている。

写真1の外国人登録証明書の国籍等の欄には、「無国籍」と記載されている。この方の場合、在留資格のない無国籍の方である。「在留資格なし」と赤字で明記されているのが確認できる。



写真1 国籍等の欄に「無国籍」と記載された外国人登録証明書

ここ数年、『在留外国人統計』上では、無国籍者の総数が減っていることがデータからわかる。しかし、ここ数年の調査・研究によって、外国人登録証の上では「無国籍」と書かれている人以外に、事実上無国籍状態にある人がいることが明らかになってきた。例えば、外国人登録証明書の上では「〇〇国籍」となっているにもかかわらず、その当該国には国民として認められていない、もしくは、国民としての権利を享受しておらず、義務も果たしていないという人がいる。こうした人々は「事実上の無国籍」にあたる。

「事実上の無国籍」の方々は、先ほどの『在留外国人統計』には有国籍者として分類されているため、実際、国籍の権利を享受できていない広義の無国籍者は、統計の数よりもさらに多いことが推測される。本国際研究集会には、事実上の無国籍の方2人からの報告がある。丁章氏は、外国人登録では「朝鮮」籍と分類されているが、この「朝鮮」はあくまでも記号であり、国籍保持の実態を伴わない。朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国どちらにも国民として登録されていないのが実状である。もう1人は、グエン・ティ・ホンハウ (Nguyen Thi HongHao) 氏だ。彼女はベトナム難民のご両親のもと、日本で生まれ育った。ご両親がベトナムの政府機関に接触できないため、出生届は日本にのみ提出されている。国籍が「ベトナム」と書かれた外国人登録証明書を持って暮らしてきた。しかし彼女は、ベトナム大使館に行き、パスポートの申請をしても、入手することができなかった。事実上の無国籍とはどういうことなのか、ご本人の経験に基づいた報告をしてください。

こうした、「事実上の無国籍」の人々は、統計や証明書からは見えてこない。見えにくくなっている無国籍の問題は立証することが困難なために、放置され、なかなか解決の糸口を見出すことができないのである。

本国際研究集会では、実態が見えにくくなっている無国籍の問題に目を向け、問題を

共有し、実際どういう状況になっており、どのような解決策が見いだせるのかを考えたいとおもっている。無国籍の問題については、無論、政府の対応が必要とされる。一方で、政策決定者の人々に実状を理解していただくためにも非政府組織でなができるのか、そして、市民社会において、私たち一人一人が、無国籍の人々に対しどのような支援ができるのかということ、海外の方々や現場の方々のお知恵を借りながら、一緒に考えたいとおもう。

注

- 1) 以下、編者・著者の肩書を含む本記録に収録された内容は、すべて国際研究集会が開催された2011年2月末時点のものである。
- 2) 2011年2月27日、国際シンポジウム「世界における無国籍者の人権と支援——日本の課題」が開催された。午前中は国際ワークショップ「無国籍者の支援の現場——市民社会からのアプローチ」、午後は国際シンポジウム「無国籍の認定と保護——国際比較と協力構築」を開催した。
- 3) 列国議会同盟 (IPU)・国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 2009『国籍と無国籍——議員のためのハンドブック』UNHCR 駐日事務所。

参考文献

- 列国議会同盟 (IPU)・国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)
 2009 『国籍と無国籍——議員のためのハンドブック』UNHCR 駐日事務所。
- IPU and UNHCR
 2005 (Updated August 2008) *Nationality and Statelessness: A Handbook for Parliamentarians*.
 奥田安弘
- 2002 『数字で見る子どもの国籍と在留資格』東京：明石書店。
- 財団法人入管協会
 2010 『在留外国人統計 平成22年版』東京：財団法人入管協会。
- 陳天璽
 2010 『忘れられた人々 日本の「無国籍」者』東京：明石書店。
- 月田みづえ
 2008 『日本の無国籍児と子どもの福祉』東京：明石書店。
- 毎日新聞社会部
 2008 『離婚後300日問題——無国籍児を救え!』東京：明石書店。